

# 農村財政の性格

恒松 治

## まえがき

今日地方財政の貧困という聲がよく聞かれ、税負擔の過重ということと合せて、經濟力の弱い農村にとつて大きい問題となつてゐる。いま一農村の財政を分析するにあたり、國家財政と一般的地方財政との關係を概略紹介する。大體行政組織上、國家の下に地方毎に地方公共團體を設け、獨立の法人格を認めて公共事務處理の主體としていることは各國とも同様である。そして住民福祉のための公共事務をすべて地方公共團體の手に委ねるか、國家の手に集中するかは、その時の政治情勢なり經濟事情によつて異なるのは當然である。従つて戰時體制においては國家財政のウエイトは大きく、民主主義・自由主義體制下においては地方財政はその獨自性を認められる。しかし國家と地方が一つの有機的關連にある以上、何を國家の事務とし、何を地方の事務とするかは明瞭ではなく、さらに國家の事務でもそれを如何なる方法で實施するかによつて問題は困難となつてくる。即ち事務處理の經費を國家・地方何れが負擔するかという問題が起つてくる（後述、國政事務と

國有事務）。他方收入面においては、租税そのものの性格によつておのづから國税と地方税との配分は定まる。現行税制においては、個人並びに法人の所得に基く「人税」たる所得税・法人税を始めとし、相續税並びに間接税・關税は國税とされ、税源を社會の年々生産する剩餘價值におく「物税」たる地租・家屋税・事業税を始めとし、その他の收益を生む物件税並びに住民税が地方税とされている。さらに地方税は都道府縣税と市町村税に分れ、地租・家屋税・事業税等主な財源は都道府縣の獨立税とされ、市町村は附加税あるいは零細な財源を對象とする税を課するにとどまる。いづれにしろ國税も地方税ともに國民の負擔に歸著するものであるから、兩者の課税はそれぞれの國民經濟に對する負擔を無視して課すことのできない關係にある。ところがわが國においては戰争經濟によつて國税のウエイトがきつめて大きくなつており（第1表）、したがつて個別經濟體によつて、國税より受ける負擔過重の意識は地方税よりうけるそれより遙かに大きくなつてゐる。しかも行政單位が小さくなると住民の共慮意識も強まり、したがつて物心兩面より地方税負擔についてはさしたる關心がも

第1表 國稅對地方稅比率累年比較 (單位百萬圓)

| 年次  | 國稅 (A) | 地方稅 (B) | A/B (%) |
|-----|--------|---------|---------|
| 昭和5 | 835    | 611     | 73.2    |
| 7   | 696    | 527     | 76.0    |
| 9   | 843    | 603     | 71.5    |
| 11  | 1,052  | 672     | 63.9    |
| 14  | 2,495  | 763     | 30.6    |
| 17  | 6,634  | 934     | 14.1    |
| 19  | 11,437 | 1,542   | 13.5    |
| 20  | 10,337 | 豫 1,994 | 19.3    |
| 21  | 58,268 | 決 5,940 | 10.2    |

備考 1. 『昭23年財政經濟年報』(大藏省)による。  
 2. 國稅は一般特別兩會計の稅收入の合計で印紙收入、專賣益金を含まない。

たれていない。しかし反面からいえば、すでに國稅によつて負擔の過重を訴える個別經濟にとつて、地方財政の在り方如何は、その負擔をさらに著るしくもすれば輕減もするのであつて、決して輕視しえない。さらに地方財政について問題になることは、都市と農村との間の經濟力の跛行性であるが、中央集權的行政組織はこの經濟力の都市偏在という事實にもかかわらず、地方自治體に對して劃一的な委任業務を極めて多く課している。しかも地方固有の業務といえども、必ずしも人口と富の程度に比例して伸縮しうるものではない。従つて經濟力の小さい農村が相對的に大きい經費を負擔せしめられていることになる。その上國家より規定せられたる劃一的業務に對しては國家財政は充分にその經費を負擔してはいないのみならず、有力なる財源は殆んど國稅として徴收せ

られ地方財源は極めて貧弱である。ここに増大する經費と貧弱なる財源という矛盾が生じ、ことに戦後六三制實施を始め、地方自治の觀點より要請せられる諸施策によつて、このギャップは益々大きくなつていく。こうした矛盾は、いきおい地方自治體をして極めて課稅效率の低い零細財源を漁らざるを得なくなり、雑多な地方稅種目を生み出してゐる。上述の如き經濟力の不均衡よりくる經費負擔の農村に對する相對的過重は、當然現行配布稅制度によつて調整されるべきである。即ち配布稅は課稅力不足(第一種及び第二種)、財政需要(第三種及び第四種)、特殊の財政窮乏事情(第五種及び特別配布稅)を基準として、配布されることになつてゐる。しかし實際の配布額は財政需要の面が比較的大きくとりあげられ、課稅力不足が重視されるべき農村はこの面からも相對的に不利な狀態に置かれてゐる。ここにも農村財政の窮乏事情に對する配慮は薄く、この傾向は農村における寄附金の大きいという事實によつてさらに裏付けられてゐるといえる。いま税に代る寄附金を東京都・都道府縣・都市町村に分つて、その擔稅總額に對する割合をみると第2表の如く、極めて明らかな傾向があらわれ、ここに農村の歪曲された財政事情を看取できる。警察費・教育費に對する寄附金はもとより、道路改修・農業改良等當然地方自治體の行うべき事業が部落の奉仕の勞働と寄附金によつて賄われている。その上農村に特有なる慣習的諸行事は農家經濟に對してかかれたる負擔をかけてゐる。

以上述べた如きが農村財政の概略の姿であるが、しからば農村

第 2 表 税に代る寄附金に關する調査 (單位千圓)

|                 | 東京 都             | 道 府 縣              | 大 都 市            | 都 市                | 甲 町 村              | 乙 町 村                |
|-----------------|------------------|--------------------|------------------|--------------------|--------------------|----------------------|
| 目的を指定しない寄附      | 2,050<br>(100.0) | 21,800<br>(8.8)    | 484<br>(18.3)    | 19,955<br>(12.4)   | 34,705<br>(4.5)    | 163,330<br>(8.3)     |
| 目的を指定する寄附       | -                | 225,222<br>(91.2)  | 2,154<br>(81.7)  | 140,976<br>(87.6)  | 741,572<br>(95.5)  | 1,869,998<br>(91.7)  |
| 合 計             | 2,050<br>(100.0) | 247,022<br>(100.0) | 2,638<br>(100.0) | 160,931<br>(100.0) | 766,277<br>(100.0) | 2,038,328<br>(100.0) |
| 地方税總額           | 10,445,010       | 54,615,109         | 7,789,650        | 11,209,842         | 6,790,054          | 14,627,195           |
| 地方税總額に對する寄附金の割合 | 0.02%            | 0.45%              | 0.03%            | 1.44%              | 11.43%             | 13.94%               |

備 考 1. 『地方財政便覽』第二輯 (地方財政委員會) による。

2. 數字は昭和22年決算見込額による。

3. ( ) 内の數字はそれぞれの%を示す。

財政の在り方についていかに考えらるべきであらうか。これについて二つの視點から考えたい。すなわち第一は日本資本主義が官製であるといわれるにしろ、明治以來急速に發展したにもかかわらず、本質的に舊態依然たる構造の上に立つてゐる農業に對して、農村財政はその生産構造の中に、農業自體の果し得ない役割を果しているかどうかということである。生産機構の改革も土地改良もなし得ないほどの貧弱なる農業資本に代つて、農村財政は積極的な分野にその在り方をもとめなければならないと思う。第二に農村自治、廣くは地方自治の物的裏付としての農村 (地方) 財政の在り方である。わが國の地方行政組織はその地理的區劃の上からも歴史的成立條件の上からも、自治の達成には極めて困難な事情にある。即ち府縣にしても、市町村にしても、その地積が狹隘であり、それぞれ産業構造を異にし、經濟力にも大きい差が生ずる。しかも國家として中央と地方には一つの統一が必要である。かかる事情の下において、地方における獨立財源の有無によつて直ちに地方自治の成否を云爲することは、木に倚つて魚を求めるに等しい。もとより租税として支拂つた地方自治體の歳入がいかに支出されるかを直接に看視するという點で、住民の自治意識を強めるには役立つであらう。しかしこの點については、その歳入が國・縣よりの補助交付金であらうと配布税であらうと同様である。ただ直接であるか間接であるかの相異のみである。要はかかる獨立財源の有無ではなくして、支出の面において如何に自主性を發揮しうるかということが問題である。上述の相關連する

二つの視點より、農村財政の性格を、一農村の實體調査によつて研究してみたいと思う。

\*

この二つの前提に對して、先ず村財政を歲入面よりみて、有力なる財源の國稅としての徵收が、農村としての零細な效率低き財源を漁らしめる結果、極めて自主性に缺けたる農村財政の性格が造り出され、専ら補助金に頼つてゐる實情がうかがわれる。次いで歳出面において、國政事務の膨脹が村財政の積極的支出を大きく阻んでゐる實情にあり、ここに「經費の分散と收入の集中」という現象が看取される。中央集權的行政組織の下において、元來國政事務の多かつたわが國において、戰爭はこれをますます著しくし、村財政の窮乏化に拍車をかけたのであり、戦後の地方自治の要請に基く施策もまたかえつて村財政を窮迫せしめてゐる實情にある。そこには農業再生産の過程への村財政の役割は殆んど無いといつてよい。

農村自治のための獨立財源といふことはいへば困難であり、しかも歳出面における村財政は委任事務に追われて積極的な運営はみられない。そうした村財政の現情の底にあるものは國政事務の膨脹である。國政事務と固有事務の割合を検討してみると、國政事務の占める割合は實に大きく、農村財政が非農村非農業的であり、またあつたといえる。しかもこれに對する補助金はこの國政費を償うに足らず、相當の部分は村が負擔することとなり、直接に農民の肩にかかつてゐる。こうした諸事情は、農村財

政をして農業生産とは全く遊離した存在たらしめてゐる。

さらに吾々は農村における寄附金の性格、大字・小字の部落の財政、農業協同組合の經理を検討し、農村財政の消極的存在を補うものを求めてみたのであるが殆んど見出すことはできない。

資本主義經濟の外に置かれた農業は自ら投下すべき資本のないことはもとより、地主の崩壊した今日融資の擔保とならない農地を所有して、いかにして擴大再生産の過程を進みうるか。

日本農業にとつての悪い生産諸條件によつて、その生産量に限界が存する限りは、價格政策による保護育成にもおのづから限界が存しよう。こうした日本農業の特殊性に對して、財政の役割は極めて大きい意味をもつ。國家・地方を通じての財政調整はもとより、都鄙間の均衡も重要である。これなくして、農村財政の貧困は救われず、農業再生産機構に對する積極的經費は依然として乏しい。したがつて農家經濟の負擔は量的にも質的にも過重となり、農地の細分化とあい俟つて、農民の都市流出も激化される可能性がある。こうしたところに日本資本主義的發展の基礎にあつた低賃銀労働の胚胎する基盤も再び生じてくるように思われる。

ここに戦前昭和一年を始點とし、戦時中を通して戦後に至る推移をみるによつて、農村財政の性格を跡づけることにする。

因みに調査村は埼玉縣における人口四、三〇〇、畑・水田半々の純農村である。

註一、地方稅法は法定獨立稅として都道府縣二種目（地方稅

法第四十六條)、市町村においては右附加税の他に九種目(同法第百三條)をあけてゐる。その上法定外獨立税として現在認可されているものは都道府縣一三種、市町村四四種(官房調査課調「農林漁業課税負擔に關する資料」)の多きに達している。これら法定外獨立税の課税は地方によつて區々であるが、地方財政貧困の一つの現われを示すものであらう。

註 2. "Encyclopaedia of Social Science" の "Local Finance"—Paul Haensel

## 二、農村財政の規模とその性格

一般に財政の規模という場合、その基準となるのはその財政の主體の大きさである。即ち地方財政の規模というときには地方自治體の面積・人口・經濟力等を基準としてゐる。したがつて國民經濟の發達につれて財政の規模は大きくなり、その收入支出の額が膨張するのは當然である。これをわが國についてみれば、昭和十一年の戰爭準備段階より日華事變を通じ、さらに第二次世界大戰へと捲き込まれた過程において、戰爭經濟という特殊な形態のために國家・地方ともにその財政は異常に膨張した。そして敗戦後は戰爭による生産構造そのものの潰滅とともにインフレーションは急進し、財政は貨幣價值の下落とともに名目的に膨張し、このことはさらに赤字財政をうみ、再びインフレーションの因ともなつてきた。國家財政の面において、戰爭中には財政の膨張が物價騰貴を結果してに反し、戦後は物價騰貴が財政膨張の原因となつて

いる。この間地方財政は終始物價騰貴とともに膨張しているが、その膨張の程度は物價騰貴率に及ばず、實質的には財政規模の縮小となつてあらわれている(第3、4、5表)。しかも地方財政にとつて大きい問題は、一方に地方稅收入の非伸縮性があると同時に、他方には統制經濟によつて生じる劃一的委任業務に基く經費の増大があるということである。地方稅においては、國稅たる所得稅のごとき収益課税は殆んどなく、物價の變動に對して彈力性に極めて乏しい。したがつて歳入は比較的固定的であるにもかかわらず、歳出は國家の委任業務の増大と物價の騰貴によつて、より大きく膨張する(第3表參照)。この歳入歳出の膨張率の差こそ農村財政の貧困化の過程の一指標となるものである。さらにこの經費の膨張が國・縣よりの補助交付金によつて埋められるとき、それは農村財政の自主性の喪失の過程ともなり、地方自治の蝕まれてゆく過程にもつながる。

以下歳入歳出の細目について、農村財政の性格を特色づけてみる。

### (一) 歳入面における農村財政の性格

1 歳入の内容 國家財政といい、地方財政といつても、財政の原則の上からその支出を租稅收入に求める點においては同じである。調査村における歳入を年次別にみると(第6表)、村債の計上せられている昭和十一年を除き、稅收入の割合は稅外收入を上廻り、この限りにおいて比較的健全なる財政の姿といえよう。しかし稅外收入のうち財産收入・使用料・手数料の少ないのは、

第 3 表 調査村歳入歳出膨脹年次別比較 (単位圓)

| 年 次   | 歳 出       |          | 歳 入       |         |
|-------|-----------|----------|-----------|---------|
|       | 實 數       | 指 數      | 實 數       | 指 數     |
| 昭和 11 | 22,821    | 100.0    | 47,913    | 100.0   |
| 14    | 29,139    | 127.7    | 35,438    | 73.9    |
| 17    | 31,134    | 136.4    | 37,561    | 78.4    |
| 19    | 40,524    | 177.6    | 50,933    | 106.3   |
| 21    | 225,862   | 989.7    | 265,810   | 554.8   |
| 22    | 1,312,632 | 5,751.9  | 1,415,524 | 2,954.4 |
| 23    | 3,734,021 | 16,362.2 | 4,450,427 | 9,288.6 |

農村財政の性格

備考 經常・臨時各會計合算額。歳入中、昭和11年に計上した村債21,000圓を含まない。村役場決算帳簿による。

第 4 表 実効價格指數

| 年 次   | 指 數   | 年 次   | 指 數      |
|-------|-------|-------|----------|
| 昭和 11 | 100.0 | 昭和 21 | 4,157.6  |
| 14    | 140.5 | 22    | 10,711.6 |
| 17    | 240.3 | 23    | 18,382.3 |
| 19    | 345.9 |       |          |

備考 日銀および總理廳調査による昭和5—9年基準の實効價格指數を11年基準として換算したもの。

第 5 表 國家財政歳入歳出年次別比較 (単位百萬圓)

| 年 次   | 歳 出     |         | 歳 入     |         |
|-------|---------|---------|---------|---------|
|       | 實 數     | 指 數     | 實 數     | 指 數     |
| 昭和 11 | 9,943   | 100.0   | 10,962  | 100.0   |
| 14    | 18,884  | 189.9   | 20,895  | 190.6   |
| 17    | 43,831  | 440.8   | 48,186  | 439.6   |
| 19    | 84,786  | 852.7   | 90,867  | 828.9   |
| 21    | 293,412 | 2,950.9 | 309,678 | 2,825.1 |
| 22    | 643,695 | 6,473.9 | 694,221 | 6,333.1 |

一五六

備考 1. 大藏省『財政經濟年報』(1948) 年により、一般會計特別會計合算額。

2. 昭和21年までは決算額、昭22年は當初豫算と補正豫算の合算額。

3. 豫算には前年度繰越額および豫算決定後の増加額を含まない。

第6表 調査村歳入内訳 (単位圓)

| 年次  | 税 収                 |                   |                     | 税 入          |                 |                     | 外 収              |                  |                  | 入                |                     | 計                    |
|-----|---------------------|-------------------|---------------------|--------------|-----------------|---------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------------|----------------------|
|     | 村 税                 | 配 布 税             | 小 計                 | 財 産 収 入      | 使用・<br>手数料      | 国・縣・<br>支 出 金       | 寄附金              | 村 債              | 繰越金              | その他              | 小 計                 |                      |
| 昭11 | 12,824<br>(18.6)    | -                 | 12,824<br>(18.6)    | 480<br>(0.7) | 469<br>(0.7)    | 5,524<br>(8.1)      | 651<br>(0.9)     | 21,000<br>(30.5) | 12,482<br>(18.0) | 15,483<br>(22.5) | 56,089<br>(81.4)    | 68,913<br>(100.0)    |
| 14  | 17,792<br>(50.2)    | 4,865<br>(13.7)   | 22,657<br>(63.9)    | 24<br>(0.1)  | 507<br>(1.4)    | 5,946<br>(16.8)     | 87<br>(0.2)      | -                | 5,470<br>(15.4)  | 746<br>(2.1)     | 12,780<br>(36.1)    | 35,437<br>(100.0)    |
| 17  | 13,319<br>(35.5)    | 9,176<br>(24.4)   | 22,495<br>(59.9)    | 90<br>(0.2)  | 600<br>(1.6)    | 7,832<br>(20.9)     | 979<br>(2.6)     | -                | 5,230<br>(13.9)  | 336<br>(0.9)     | 15,067<br>(40.1)    | 37,562<br>(100.0)    |
| 19  | 16,866<br>(33.1)    | 12,985<br>(25.5)  | 29,851<br>(58.6)    | 121<br>(0.2) | 759<br>(1.5)    | 10,865<br>(21.3)    | 1,400<br>(2.8)   | -                | 6,715<br>(13.2)  | 1,222<br>(2.4)   | 21,082<br>(41.4)    | 50,933<br>(100.0)    |
| 21  | 71,485<br>(26.9)    | 31,081<br>(11.7)  | 102,566<br>(38.6)   | 436<br>(0.2) | 1,637<br>(0.5)  | 110,718<br>(41.7)   | 10,000<br>(3.8)  | -                | 21,993<br>(8.3)  | 18,460<br>(6.9)  | 163,244<br>(61.4)   | 265,810<br>(100.0)   |
| 22  | 448,818<br>(31.7)   | 300,568<br>(21.2) | 749,386<br>(52.9)   | 722<br>(0.1) | 7,141<br>(0.5)  | 446,452<br>(31.5)   | 132,193<br>(9.3) | -                | 39,948<br>(2.9)  | 39,682<br>(2.8)  | 666,138<br>(47.1)   | 1,415,524<br>(100.0) |
| 23  | 1,938,074<br>(43.5) | 868,000<br>(19.5) | 2,806,074<br>(63.0) | 712<br>(0)   | 13,540<br>(0.3) | 1,061,382<br>(23.8) | 234,900<br>(5.3) | -                | 112,894<br>(2.6) | 220,925<br>(5.0) | 1,644,353<br>(37.0) | 4,450,422<br>(100.0) |

一般にそれを生ずる基礎財産に乏しい町村の貧弱なる經濟力を示すものであり、起債額の少ないことは町村財政の經濟活動に對する消極性を示すものとすれば、決して望ましき財政の在り方とはいえない。町村が、ただ中央政府の下部機構として指示されたる業務の忠實なる執行機關たるにとどまるかぎり、財政の自主性も地方自治も、その達成は困難である。これに反し都市財政において起債額が大きく、財政の企業的性格が看取しうる(第7表)。

農村財政の性格

こうした性格の相異が都市と町村との財政運用の場の相異から由來するのは勿論である。しかし一方、資本主義經濟の圏外におき去られた農業を背景とする農村財政も、その在り方如何によつてはさらにこの「場」そのものを變革してゆきうるものでもあらう。戦時より戦後にかけての統制經濟の強化と中央集權的行政機構とは、かかる農村財政の積極的な在り方を制度面においても財政面においても、否定する働きがしなかつた。このような國家

第7表 都 市 歳 入 内 訳 (単位千圓)

| 年次  | 税                   |                     |                     | 税                |                     |                     | 外                |                     |                   | 入                 |                     |                       | 合 計 |
|-----|---------------------|---------------------|---------------------|------------------|---------------------|---------------------|------------------|---------------------|-------------------|-------------------|---------------------|-----------------------|-----|
|     | 市 税                 | 配布税                 | 小 計                 | 財 産 入 取          | 使用・<br>手数料          | 國・縣<br>支出金          | 寄附金              | 起 債                 | 繰越金               | その他               | 小 計                 |                       |     |
| 昭11 | 181,078<br>(111.2)  | -                   | 181,078<br>(11.2)   | 30,477<br>(1.9)  | 243,183<br>(15.1)   | 37,360<br>(2.3)     | 6,370<br>(0.4)   | 813,809<br>(50.5)   | 175,844<br>(10.9) | 124,952<br>(7.7)  | 1,432,003<br>(88.8) | 1,613,080<br>(100.0)  |     |
| 14  | 242,016<br>(18.4)   | -                   | 242,016<br>(18.4)   | 39,588<br>(3.0)  | 292,812<br>(22.3)   | 69,217<br>(5.3)     | 3,378<br>(1.0)   | 178,795<br>(13.6)   | 269,767<br>(20.9) | 209,107<br>(15.9) | 1,072,665<br>(81.6) | 1,314,682<br>(100.0)  |     |
| 17  | 428,357<br>(22.8)   | 40,311<br>(2.2)     | 468,668<br>(25.0)   | 75,574<br>(4.0)  | 293,479<br>(15.7)   | 92,999<br>(5.0)     | 20,048<br>(1.1)  | 206,039<br>(11.0)   | 392,711<br>(20.9) | 324,789<br>(17.3) | 1,405,639<br>(75.0) | 1,874,307<br>(100.0)  |     |
| 19  | 285,855<br>(24.1)   | 45,770<br>(3.9)     | 331,625<br>(28.0)   | 60,232<br>(5.1)  | 226,925<br>(19.2)   | 117,772<br>(9.9)    | 15,516<br>(1.3)  | 192,986<br>(16.3)   | 93,615<br>(7.9)   | 145,092<br>(12.3) | 852,139<br>(72.0)   | 1,183,763<br>(100.0)  |     |
| 21  | 532,112<br>(14.8)   | 182,065<br>(5.1)    | 714,177<br>(19.9)   | 51,409<br>(1.4)  | 366,100<br>(10.2)   | 1,152,268<br>(32.1) | 74,373<br>(2.1)  | 534,626<br>(14.8)   | 352,369<br>(9.8)  | 352,183<br>(9.7)  | 2,879,021<br>(80.1) | 3,593,198<br>(100.0)  |     |
| 22  | 2,496,964<br>(22.3) | 1,607,201<br>(14.3) | 4,104,165<br>(36.6) | 169,331<br>(1.5) | 1,323,992<br>(11.8) | 2,286,771<br>(20.5) | 219,823<br>(2.0) | 1,919,946<br>(17.1) | 437,060<br>(3.9)  | 748,754<br>(6.6)  | 7,105,677<br>(63.4) | 11,209,842<br>(100.0) |     |
| 23  | 410,574<br>(6.4)    | 4,957,349<br>(77.1) | 5,367,923<br>(83.5) | 76,086<br>(1.2)  | 59,846<br>(1.0)     | 558,304<br>(8.7)    | 98,249<br>(1.5)  | 38,673<br>(0.6)     | 98,080<br>(1.5)   | 131,239<br>(2.0)  | 1,060,477<br>(16.5) | 6,428,400<br>(100.0)  |     |

備考 昭和11年より19年までは昭和20年度「地方財政概要」(地方財政委員会編)による。昭和21年以降は昭和24年「地方財政概況」第2冊による。

と地方團體との關係は、國家の財政需要よりする國稅徵收分の増加、従つて地方獨立稅に對する壓迫となつてあらわれてくる。

2 稅收入の内容 一般に市町村における租稅收入は國縣稅附加稅・法定及び法定外獨立稅・地方配布稅(分與稅)をもつて構成される。いま調査村についてその割合をみると(第8表)「昭和

一四年を底として國稅附加稅の比重が大きくなつてゐる。戰時經濟における國家の財政需要の増大に基く國稅徵收分の増加によつてもたらされた必然的結果である。したがつて個別經濟に對しては二重の負擔増加であり、村にとっては獨立稅の範圍の縮少である。この傾向はもとより都市町村を通じてみられることである。

第8表 調査村税収内訳 (単位圓)

| 年次   | 國<br>附<br>税<br>加 | 縣<br>附<br>税<br>加  | 法<br>定<br>獨<br>立  | 法定外<br>獨<br>立   | 配布税               | 合<br>計               |
|------|------------------|-------------------|-------------------|-----------------|-------------------|----------------------|
| 昭和11 | 3,338<br>(26.0)  | 3,698<br>(28.8)   | 5,788<br>(45.2)   | -               | -                 | 12,824<br>(100.0)    |
| 14   | 2,777<br>(12.3)  | 3,693<br>(16.3)   | 11,322<br>(49.9)  | -               | 4,865<br>(21.5)   | 22,657<br>(100.0)    |
| 17   | 7,217<br>(32.1)  | 1,388<br>(6.2)    | 4,713<br>(20.9)   | -               | 9,176<br>(40.8)   | 22,494<br>(100.0)    |
| 19   | 9,830<br>(32.9)  | 1,883<br>(6.3)    | 5,153<br>(17.3)   | -               | 12,985<br>(43.5)  | 29,851<br>(100.0)    |
| 21   | 26,554<br>(25.9) | 5,330<br>(5.2)    | 39,601<br>(38.6)  | -               | 31,081<br>(30.3)  | 102,566<br>(100.0)   |
| 22   | -                | 199,929<br>(26.7) | 246,417<br>(32.9) | 2,472<br>(0.3)  | 300,568<br>(40.1) | 749,386<br>(100.0)   |
| 23   | -                | 964,859<br>(34.4) | 909,565<br>(32.4) | 63,650<br>(2.3) | 868,000<br>(30.9) | 2,806,074<br>(100.0) |

が、もともと獨立財源に乏しい農村にとつては、收入面における獨自性の喪失である。さらに統制經濟による國家よりの委任業務の増大のために、農村はいきおい配布税に頼らざるをえない事情になつた。こうした事情の下においては、地方自治體の諸施策は

農村財政の性格

第9表 調査村獨立税内容年次別比較 (単位圓)

| 年次  | 法 定 獨 立 税         |                   |                   |             |                   |                    | 法定外獨立税           |                  |                   |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------|-------------------|--------------------|------------------|------------------|-------------------|
|     | 村民税               | 自<br>車<br>轉<br>税  | 荷事税               | 犬税          | その他               | 計                  | 犬 税              | ミ<br>シ<br>ン<br>税 | 計                 |
| 昭11 | -                 | -                 | -                 | -           | 5,788<br>(100.0)  | 5,788<br>(100.0)   | -                | -                | -                 |
| 14  | -                 | -                 | -                 | -           | 11,322<br>(100.0) | 11,322<br>(100.0)  | -                | -                | -                 |
| 17  | 2,275<br>(48.3)   | 1,612<br>(34.2)   | 773<br>(16.4)     | 41<br>(0.9) | 12<br>(0.2)       | 4,713<br>(100.0)   | -                | -                | -                 |
| 19  | 2,477<br>(48.1)   | 1,794<br>(34.8)   | 795<br>(15.4)     | 75<br>(1.5) | 12<br>(0.2)       | 5,153<br>(100.0)   | -                | -                | -                 |
| 21  | 26,000<br>(65.7)  | 3,559<br>(21.6)   | 4,908<br>(12.4)   | 72<br>(0.2) | 62<br>(0.1)       | 39,601<br>(100.0)  | -                | -                | -                 |
| 22  | 127,880<br>(51.9) | 61,207<br>(24.8)  | 56,694<br>(23.0)  | -           | 636<br>(0.3)      | 246,417<br>(100.0) | 2,472<br>(100.0) | -                | 2,472<br>(100.0)  |
| 23  | 505,829<br>(55.6) | 223,726<br>(24.6) | 166,860<br>(18.3) | -           | 13,150<br>(1.5)   | 909,565<br>(100.0) | 40,850<br>(64.2) | 22,800<br>(35.8) | 63,650<br>(100.0) |

備考 ( ) 内は%を示す。

農村財政の性格

一六〇

財政面より全く國家の政策によつて左右され、財政運用の場は局限されたものにならざるをえなくなつてゐる。戦後地方自治の要請によつて、その獨立稅徵收についても相當に自治體の權限を尊重するに至つたが、獨立財源の乏しい農村としては農業生産資材がその對象とならざるをえない。自轉車稅・荷車稅の比重の大

なることは、農業生産上プラスの効果をもたらすとはいへない(註4)(第9表)。さらに獨立稅中半分以上を占める村民稅は、その賦課方法は村の條例をもつて定められていて區々であるが、概して人頭割の占める比率が大きく所得に逆比例する傾向をもつてゐる。いま調査村における村民稅の賦課方法を例示すれば、第10表の如く

第10表 村民稅課稅方法の一例

| 區分   | 資力個數   |        | 事業個數   | 人頭個數        |         | 控除個數  |             |        |          |          |       |        |
|------|--------|--------|--------|-------------|---------|-------|-------------|--------|----------|----------|-------|--------|
|      | 土地賃賃價格 | 家屋賃賃價格 |        | 法人投下資本金     | 田(耕作面積) | 畑(同上) | 山林(經營面積)    | 業業業    | 男19歳—61歳 | 女19歳—61歳 | 不具癪疾等 | 1歳—15歳 |
| 基本員數 | 139圓   | 18圓    | —      | 6.6反        | 2.2反    | —     | —           | 4人     | 1人       | —        | 2人    | —      |
|      | 單位(個)  | 100圓   | 50圓    | 1,000圓      | 0.5反    | 0.5反  | 5反          | 2,000圓 | 1人に10個つき | 5個       | 3個    | 2個     |
| 個數   | 2      | 1      | —      | 14          | 5       | —     | —           | 40     | 5        | —        | —     | —      |
| 計    | (f)    | 8      | (g)    | 19          |         |       | (h)         | 45     | (i)      | 4        |       |        |
| 整理   | (a)の個數 | (b)の個數 | (c)の個數 | (1)から(2)を控除 | (4)     | 均等控除  | (2)+(3)+(4) | (5)    | (6)      | (7)      | (5)   |        |
|      | (1)    | 19     | 4      | 15          | 3       | 8     | 22          | 4.5    | 4.5      | 2.5      |       |        |
|      | (f)の個數 | (c)の個數 | (7)の個數 | 計           | 4.5     | 加減    | 加減          | 加減     | 加減       | 確定個數     |       |        |
|      | 8      | 19     | 23     | 45          | —       | —     | —           | —      | —        | 4.5      |       |        |

備考 1. 最後にでた確定個數によつて、按分賦課される。

2. この數字は村の標準農家に對する計算である。

3. この計算方法は、この村の場合縣民稅のときにも適用される。

第11表 昭和23年所得総額に對する村民税額の所得階層別比較 (單位圓)

| 所得階層別      | 戸 數<br>(計40戸) | 所得額<br>(A) | 村民税額<br>(B) | B/A (%) |
|------------|---------------|------------|-------------|---------|
| 150,000 以上 | ( 3戸)         | 177,790    | 1,440       | 0.8     |
| 100,000 〃  | ( 6戸)         | 131,725    | 1,329       | 1.0     |
| 70,000 〃   | (12戸)         | 83,676     | 928         | 1.1     |
| 50,000 〃   | ( 9戸)         | 59,089     | 770         | 1.3     |
| 50,000 以下  | (10戸)         | 53,619     | 434         | 1.8     |

備考 1. 所得額は税務署における更正決定額。  
2. 各階層の所得額及び村民税額は階層間の平均値である。

農村財政の性格

資産・所得・人頭の三要素の割合が、一定の單位を基準とし「個數」として表示され、その總計に基づき、豫定徴収金額によつて按分賦課せられている。もとより人頭割の面には老幼並びに不具廢疾者について控除部分が加味されているが、人頭割が比較的大きく計上せられ、所得階層間の不公平は免れ難い。いま調査村一部落四〇戸の村民税額のその所得に對する割合がどうなっているかをみると(第11表)、所得の大なる階層に至るほどその割合は小となり、零細農家の相對的負擔過重の傾向がうかがわれる。かような生産資材に對する課税並に村民税等の彈力性に乏しい獨立税は、農出の五割を滿すに過ぎないのであつて、爾餘の經費は専ら國縣の補助交付金によつて賄われている。即ち配布税とは性質を異にするものであつて、使途の嚴密に規定せられたものである。

3 國縣支出金の地位 國縣支出金とはその性質上國政事務遂行に伴う經費に對する補助交付金であつて、昭和一一年度においては歳入總額中僅かに八%に過ぎなかつたものが戰爭への突入後は急激に増加し、昭和一九年には二一・三%を占めるに至つてゐる。戰爭經濟における統制機構の擴充による國政事務の増大を意味するとともに、農村財政における自主性の喪失を示すものである。終戦後國縣支出金はさらに増大し、昭和二十年は四一・七%、二十二年は三一・五%となり(前掲第六表參照)、戦後要請せられたる地方自治の諸施策の影響を物語るものであつて、實質的な面を伴わざる自治が形式的に整えられ、かえつて地方自治そのものが阻害せられているといえる。しかしながら主要財源を殆んど國縣税として徴收されている現状において、國縣支出金は自主性を阻害するといつても、なくてはならぬものである。いま試みに國縣税として上級團體に徴收される額(各種負擔金を除く租税のみの額)に對する上級團體より交付される金額(配布税額と支出金の合算額)の割合をみると、國縣支出金の額は支那事變勃發後より急激に増加し、昭和一七年の八二・六%を頂點として、以後は急激に減少している(第12表)。即ち一七年以前における増加は、戰爭によるあらゆる面の統制の強化を示すものであり、その後の激減は戰爭の末期的様相に基く國家財政の需要の増大により地方に對して充分な補助をなしえなかつた事情を示すものとみてよからう。したがつて昭和一七年頃を頂點として、國政事務の増大とそれに對する物質的裏付の減少という二つの間の差が著しくな

第12表 調査村配布税國縣支出金の國縣稅徵收額に對する割合（單位圓）

| 年次   | 配布税國縣支出金(A) | 國縣稅徵收額(B)  | $\frac{A}{B}$ (%) |
|------|-------------|------------|-------------------|
| 昭和11 | 5,524       | 18,686     | 29.6              |
| 14   | 10,811      | 15,171     | 71.3              |
| 17   | 17,008      | 20,595     | 82.6              |
| 19   | 23,850      | 54,664     | 43.6              |
| 21   | 141,799     | 383,252    | 24.0              |
| 22   | 747,020     | 4,793,656  | 15.6              |
| 23   | 1,929,382   | 11,046,085 | 17.5              |

- 註 1. 昭和22年度國縣稅中には非戰災特別稅を含まない。  
 2. 配布税及び支出金中には國庫より村財政を經由することなく、交付されたる教育費下渡金は含まぬ。

り、現在訴えられる農村財政の窮乏もこの頃に胚胎していたといえよう。

4 以上において農村財政の窮乏化を歳入面より見たのであるが、つねにその根底にあるものは農村における財源の過剰と、したがって配布税及び國縣支出金の在り方であるように思われる。所得稅を始め主要財源が殆んど國稅として徵收されている農村には、各種附加稅以外の歳入は乏しく、獨立稅の課稅對象は殆んど残されていない(第13表)。しかも今後漸時統制の桿が外され自由

經濟に移行すれば經濟活動はさらに移動的となり、土地・家屋を除いては課稅對象も一層流動する。こうした經濟事情の中にあつて、農村という小さい範圍に有力な財源の止まりえないこともけだし當然であろう。かかる國稅の優位と地方財源の貧困は配布税と國縣支出金によつて調整されることが望ましく、流動的財源の地方委譲はいきおい都市稅的のものとなり、都鄙間の財政の不均衡を更に著しくするものといわねばならぬ。例えば入場稅・飲食稅の地方委譲の如きは正に好事例であつて、農村に均霑するところか、かえつて富の流出をもたらすものである。ここに地方自治の裏付けとしての地方財政の困難性があり、地方自治は別な面、即ち財政的には支出の面において、また支出を通じての住民の自治意識の面において推進されねばならぬのであつて、獨立財源の有無を以て云爲さるべき餘地は少ないと思う。

## (二) 歳出面における農村財政の地位

前項において、歳入面から見た村財政がいかにその自主性に缺けているか、また自主性の確立がいかに困難であるかを検討し、村財政の自主性はむしろ歳出面においてより多く推進さるべきものとした。しかし獨立財源に乏しい村財政がそれに基づく歳出面において、自主性をみいだすこともまた困難であることはいうまでもない。そうしてみると、歳出面においていう自主性とは一つには歳入中大きい割合を占める國縣支出金の使途における自主性であり、二つには農業再生産機構に對する村財政の積極的在り方という點における自主性である。第一の國縣支出金の使途につい

第13表 調査村獨立税割合年次別比較格 (單位圓)

| 年 次    | 國 税                 | 縣 税                | 村 税                 | 計                     |
|--------|---------------------|--------------------|---------------------|-----------------------|
| 昭 和 11 | 5,392<br>(17.1)     | 13,294<br>(42.2)   | 12,824<br>(40.7)    | 31,510<br>(100.0)     |
| 14     | 6,109<br>(18.5)     | 9,062<br>(27.5)    | 17,792<br>(54.0)    | 32,963<br>(100.0)     |
| 17     | 16,244<br>(47.9)    | 4,351<br>(12.8)    | 13,319<br>(39.3)    | 33,914<br>(100.0)     |
| 19     | 48,491<br>(67.8)    | 6,173<br>(8.6)     | 16,866<br>(23.6)    | 71,530<br>(100.0)     |
| 21     | 324,929<br>(71.5)   | 58,323<br>(12.8)   | 71,485<br>(15.7)    | 454,737<br>(100.0)    |
| 22     | 5,147,355<br>(85.6) | 416,005<br>(6.9)   | 448,818<br>(7.5)    | 6,012,178<br>(100.0)  |
| 23     | 9,976,883<br>(76.8) | 1,069,202<br>(8.3) | 1,938,074<br>(14.9) | 12,984,159<br>(100.0) |

- 備考 1. 國税：所得税、地租(昭21年まで)、家屋税(昭17—21)、營業税(昭和21年まで)、資本利子税その他。なお22年度には財産税(583,430圓)及び非戦災特別税(186,271圓)を含む。
2. 縣税：國税附加税・縣民税(22年より)、地租(22年より)、家屋税(昭11, 14, 22以降)、その他。
3. 村税・各種附加税・獨立税。
4. 國家財政と地方財政間の重複は差引計算していない。
5. 昭和22, 23年度國税を所轄税務署によつて調査した以外は村帳簿による。

わが國農業がその置かれてゐる社會的條件からいつても、また生産の諸條件からいつても、資本主義經濟の一環において常に弱者的地位に止まつてゐたことは否めない。かかる農業に對して國家の補助育成は絶えず行われ、特殊金融機關の設立による融資の道も講ぜられたのであるが、これらは農家經濟に對して決してその擴大再生産機構の面に寄與したとはいへないのであつて、むしろ農家經濟の赤字補填に過ぎなかつた。日本農業がそれ自體として經濟的に資本主義以前の段階にあり、またあつたというその原因は間わなにとしても、そうした農業を基盤とする農村財政が都市財政とはおのずから違つた姿を必要とすることは考えられうる。即ち農村財政が零細な個別經濟體の行い得ない再生産への投資の面に大きい地位を占める必要があり、そここそ農村財政の自主性が強く推進されるものと思われる。

ては、先にも述べたごとく支出費目を指定して交付されており、費目間の流用は認めておらず、この面における自主性は全くないと言つてよい。これは制度自體に關する問題であるから、ここでは問題を第二の點に指向して検討することにする。

調査村財政において戦前戦時戦後を通じて最も大きい割合を占めるものは役場費並に教育費であり、兩者を以て、昭和十七年以前は歳出の八〇%強、一七年以降においても五〇%を占めてゐる(第14表)。この傾向は全國町村についても言えることであるが、

歳 出 内 課 (単位円)

| 保健衛生費           | 産業経済費             | 財 産 費           | 公 債 費           | そ の 他            | 合 計                  |
|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|------------------|----------------------|
| 327<br>(1.4)    | -                 | 43<br>(0.2)     | -               | 388<br>(1.7)     | 22,821<br>(100.0)    |
| 270<br>(10.0)   | 134<br>(0.5)      | 43<br>(0.1)     | 3,272<br>(11.2) | 1,692<br>(5.8)   | 29,138<br>(100.0)    |
| 366<br>(1.2)    | -                 | 117<br>(0.4)    | 1,774<br>(5.7)  | 1,461<br>(4.7)   | 31,134<br>(100.0)    |
| 4<br>(0)        | 177<br>(0.4)      | 6,450<br>(16.0) | 1,774<br>(4.4)  | 10,544<br>(26.0) | 40,525<br>(100.0)    |
| 6,136<br>(2.7)  | 14,118<br>(6.3)   | 1,682<br>(0.7)  | 1,774<br>(0.8)  | 24,368<br>(10.8) | 225,861<br>(100.0)   |
| 21,556<br>(1.7) | 144,541<br>(11.1) | 1,682<br>(0.1)  | 1,774<br>(0.1)  | 59,529<br>(4.6)  | 1,302,631<br>(100.0) |
| 77,028<br>(2.1) | 408,203<br>(10.9) | 30<br>(0)       | 3,378<br>(0.1)  | 75,139<br>(2.0)  | 3,734,021<br>(100.0) |

農村財政の性格

出 内 課 (単位千圓)

| 保健衛生費               | 産業経済費            | 財 産 費            | 公 債 費             | そ の 他               | 合 計                   |
|---------------------|------------------|------------------|-------------------|---------------------|-----------------------|
| 37,887<br>(2.7)     | 13,932<br>(1.0)  | 11,361<br>(0.8)  | 752,096<br>(53.6) | 318,241<br>(22.7)   | 1,403,618<br>(100.0)  |
| 63,375<br>(6.4)     | 11,234<br>(1.2)  | 14,733<br>(1.5)  | 261,562<br>(26.5) | 314,137<br>(31.9)   | 986,166<br>(100.0)    |
| 76,199<br>(5.7)     | 27,343<br>(2.1)  | 32,236<br>(2.4)  | 256,828<br>(19.3) | 496,293<br>(37.1)   | 1,338,391<br>(100.0)  |
| 63,505<br>(5.4)     | 37,026<br>(3.1)  | 13,396<br>(1.1)  | 171,870<br>(14.0) | 414,028<br>(35.0)   | 1,183,750<br>(100.0)  |
| 355,687<br>(11.5)   | 176,964<br>(5.7) | 24,100<br>(0.8)  | 77,506<br>(2.5)   | 619,113<br>(20.1)   | 3,093,001<br>(100.0)  |
| 1,102,479<br>(10.9) | 438,836<br>(4.3) | 96,198<br>(1.0)  | 145,717<br>(1.4)  | 1,800,411<br>(7.8)  | 10,096,841<br>(100.0) |
| 2,071,338<br>(13.1) | 664,710<br>(4.2) | 144,840<br>(0.9) | 417,629<br>(2.6)  | 2,882,152<br>(18.2) | 15,856,378<br>(100.0) |

一六四

よる。昭和21年以降『地方財政便覧』第2輯による。

都市財政においてはさほど大きくない(第15表)。このことは地方財政の支出が経済力に應ずる伸縮性に乏しいというその本来の性格を裏付けるとともに、劃一的國政事務の大なることを示すものである。更に社会事業が終戦後急増しているのは都市町村を通じて一様の現象であり、生活保護を主とする

第 14 表 調 査 村

| 年 次  | 会 議 費           | 役 場 費               | 警 防 費             | 土 木 費           | 教 育 費             | 社 事 業 費           |
|------|-----------------|---------------------|-------------------|-----------------|-------------------|-------------------|
| 昭和11 | 88<br>(0.4)     | 4,653<br>(20.4)     | 433<br>(1.9)      | 3,130<br>(13.7) | 13,737<br>(60.2)  | 22<br>(0.1)       |
| 14   | 28<br>(0.1)     | 5,637<br>(19.3)     | 925<br>(3.2)      | 439<br>(1.5)    | 16,433<br>(56.4)  | 266<br>(0.9)      |
| 17   | 46<br>(0.1)     | 9,830<br>(31.6)     | 785<br>(2.5)      | 972<br>(3.1)    | 15,599<br>(50.1)  | 184<br>(0.6)      |
| 19   | 120<br>(0.3)    | 13,294<br>(32.8)    | 3,424<br>(8.4)    | 479<br>(1.2)    | 4,072<br>(10.0)   | 187<br>(0.5)      |
| 21   | 821<br>(0.4)    | 93,105<br>(41.2)    | 3,117<br>(1.4)    | 847<br>(0.4)    | 40,069<br>(17.7)  | 39,825<br>(17.6)  |
| 22   | 10,412<br>(0.8) | 386,656<br>(29.7)   | 23,669<br>(1.8)   | 11,380<br>(0.9) | 393,790<br>(30.2) | 247,642<br>(19.0) |
| 23   | 26,830<br>(0.7) | 1,155,732<br>(31.0) | 633,490<br>(17.0) | 9,080<br>(0.2)  | 786,934<br>(21.1) | 558,357<br>(15.0) |

第 15 表 都 市 歳

| 年 次  | 会 議 費            | 役 場 費               | 警 防 費            | 土 木 費              | 教 育 費               | 社 事 業 費             |
|------|------------------|---------------------|------------------|--------------------|---------------------|---------------------|
| 昭和11 | 2,564<br>(0.2)   | 44,324<br>(3.2)     | 3,230<br>(0.2)   | 60,410<br>(4.3)    | 139,458<br>(9.9)    | 20,118<br>(1.4)     |
| 14   | 3,299<br>(0.3)   | 54,609<br>(5.5)     | 10,782<br>(1.1)  | 67,143<br>(6.9)    | 158,189<br>(16.0)   | 27,104<br>(2.7)     |
| 17   | 4,066<br>(0.3)   | 99,238<br>(7.3)     | 79,774<br>(5.9)  | 78,642<br>(5.8)    | 142,441<br>(10.6)   | 45,331<br>(3.5)     |
| 19   | 3,019<br>(0.3)   | 109,594<br>(9.3)    | 105,195<br>(8.9) | 88,182<br>(7.4)    | 127,826<br>(10.8)   | 50,109<br>(4.2)     |
| 21   | 10,207<br>(0.3)  | 604,681<br>(19.5)   | 30,904<br>(1.0)  | 296,767<br>(9.6)   | 456,890<br>(14.8)   | 440,182<br>(14.2)   |
| 22   | 78,262<br>(0.8)  | 2,085,381<br>(20.7) | 142,942<br>(1.4) | 892,638<br>(8.8)   | 1,752,093<br>(17.4) | 1,562,184<br>(15.5) |
| 23   | 146,309<br>(0.9) | 1,951,861<br>(12.3) | 423,462<br>(2.7) | 1,499,125<br>(9.5) | 3,051,062<br>(19.2) | 2,593,990<br>(16.4) |

備 考 昭和11年より19年まで、昭和20年度『地方財政概要』（地方財政委員会）に

社会政策の立場より當然と思われるので、保健衛生費が都市において相対的に多いことは農村における衛生面等の閑性を示すものである。う。村財政においてまた農業再生産機構に影響をもつ土木費の少ないことは注目し、戦後急増した産業経済費は農地委員および農調委員会の設

立がその増加の主原因であり、後述することく殆んどが人件費であつて、生産に對する何らの積極的役割も果していない。以下主な費目について順を追つて検討することにする。

1 役場費 役場費は昭和十四年までは歳出中二〇%を占めており、教育費について大きいウェイトを占めているが、殊に昭和十七年以降急増し、二年には四一%に上つてゐることは、戦争を通じて強化された中央集權的行政組織と統制經濟による國政事務の増大の直接のあらわれとみてよからう。しかもそのうち八〇

%は人件費であり(第16表)、地方自治體の富と人口に適應し難い事務の膨張がここにも現われている。

2 教育費 役場費が人口・經濟事情に應じて伸縮し得ることと同様のことが教育費についてもいえる。昭和十七年以前においては歳出中半分以上を占め、その後職員俸給を村政を通せず直接國庫より支出してすら二〇%前後が村負擔となり、昭和二年には六三制實施に伴い三〇%の多きに達している。さらに教育費の内譯を戦前(一二年)、戦時中(一七年)、戦後(二三年)について見ると(第17表)、人件費は大體七〇

第17表 戦前、戦時、戦後における調査村教育費内譯 (單位圓)

| 負 担 別 | 人 件 費               | 物 件 費             | 計                |
|-------|---------------------|-------------------|------------------|
| 昭和11  | 4,162               | -                 | 4,162( 30.3)     |
|       | 178                 | -                 | 178( 1.3)        |
|       | 5,492               | 3,905             | 9,397( 68.4)     |
|       | 9,832<br>(71.6)     | 3,905<br>(28.4)   | 13,737(100.0)    |
| 昭和17  | 3,835               | -                 | 3,835( 24.6)     |
|       | -                   | -                 | -                |
|       | 6,316               | 5,448             | 11,764( 75.4)    |
|       | 10,151<br>(65.1)    | 5,448<br>(34.9)   | 15,599(100.0)    |
| 昭和23  | * 1,675,599         | -                 | 1,675,599( 68.0) |
|       | -                   | 54,971            | 54,971( 2.2)     |
|       | 30,069              | 701,894           | 731,963(29.8)    |
|       | 1,705,668<br>(69.3) | 756,865<br>(30.7) | 2,462,533(100.0) |

備考 村決算帳簿による。

\* 直接學校へ職員俸給(含諸手當)として交付されたもの。

%を占めている。しかもその負擔割合は昭一一、一七年においては村負擔がほぼ七〇%を占めており、歳出總額においてすら四〇%に上り、大きい負擔になっている。昭和二三年度においてはその地位は逆轉して七〇%を國庫が負擔していることになっているが、それでも三〇%の村負擔部分が存している。その上後述することく、寄附金やPTA會費を以てその不足を補つてゐるのであ

第16表 調査村役場費内譯 (單位圓)

| 年 次  | 人 件 費             | 物 件 費             | 負 担 金           | 計                    |
|------|-------------------|-------------------|-----------------|----------------------|
| 昭和11 | 3,457<br>(74.3)   | 808<br>(17.4)     | 388<br>(8.3)    | 4,653<br>(100.0)     |
| 23   | 970,464<br>(84.0) | 154,688<br>(13.4) | 30,580<br>(2.6) | 1,155,732<br>(100.0) |

つて、農家經濟に對する影響も小さくない。

めて少額が支出されているに過ぎず、終戦後は一％に満たない。<sup>(註7)</sup> 全国町村に比べて調査村が相対的に低いのは農業土木に對する村財政の無關心か、或いは村財政の力を借りるまでもなく、個別農家經濟が戰時戰後において名目的にしろ蓄積された資本を自ら投下したためであらうか。あるいはまた農民自體の夫役現品によるところが多いためであらうか。

4 産業經濟費(勸業費) 戰前戰時中を通じ無きに等しかつたのに對し、戦後の増加は著しい。しかしその内容は農地委員會費及び農調委員會費であつて(第18表)、兩委員會の活動が農業生産

の諸條件の上に與える影響を看過しえないとしても、直接的には消費支出といわざるをえない。

\*  
\*

以上主な支出費目について検討したのであるが、村財政が農業生産の上に占める地位は殆んど認められない。

第18表 昭和23年産業經濟費内譯

|             |         |
|-------------|---------|
| 1. 農地委員會費   | 296,402 |
| 人件費         | 234,720 |
| 消耗品費        | 13,824  |
| 補助負擔交付金     | 47,858  |
| 2. 農地調整委員會費 | 111,621 |
| 人件費         | 64,435  |
| 消耗品費        | 38,034  |
| 補助負擔交付金     | 9,152   |
| 計           | 408,203 |

備考 補助負擔交付金の内訳は事務協議會負擔、村農民祭補助、郡農民祭負擔、記念碑負擔である。

村財政自體の問題でもあらうが、さらには日本の中央集權的行政機構そのものによるところが大きい。戦時中より戦後にかけてあらゆる面における統制の強化が國政事務の膨張を招來し、村固有の積極的施策を妨げているともいえる。しかし國家と農村が一つの有機的關係に立つてゐる限り、國政事務と固有事務に分けることすらすでに疑問であり、さらに國政事務の中にも村固有のものとして農業生産及び農民福祉の上に生かすべき要素が極めて多いのであつて、この限りでは農村財政の自主性は財政運用の如何にあるともいえるのである。いづれにしろ村財政の歳入歳出を通して、地方自治の物的裏付けとしての財政の自主性は殆んど認められないのであつて、農村財政は行政の下部機構としての單位の運営を賄うにとどまり、農家經濟および農業生産上に何らの積極的役割はもつていないといえよう。

註1、地方税が物價の變動に對して非彈力的であるのは、地方税の種類が収益税でないことによる。しかしこうした地方税は、インフレーションの進行過程においては農民にとつては有利な條件ともなつてゐる。しかし逆の場合には不利な要素となる。

註2、昭和一年に計上せられてゐる二一、〇〇〇圓の村債は昭和二年に大藏省預金部より借入れられたものであるが、昭和一四年以降支出面に村債費用が計上されてゐるため、年次の間隙の都合上一一年に計上した。

註3、昭和一五年における戦時體制に備へての彈力性ある税制

農村財政の性格

を目的とした改正は國稅徵收分を増大せしめ（之により平年度國庫純收入は四億四千五百萬圓）、しかも、附加率に變更を加えていないため國稅附加稅が増大している。一方この改正による地方財源の枯渴にかんがみ、新たに分與稅制度を設け、また市町村民稅の賦課を認めている。

註4、現在この村において、法定獨立稅は村民稅を含めて六種、法定外獨立稅は三種目であり（次表參照）、村財政の餘裕を示すというよりはむしろ課稅の對象物件の極めて少ない農村事情を示すものといえよう。

村稅中の獨立種目並びに賦課基準

| 種 目 |         | 課 稅 標 準 | 標 準 賦 課 額                         |
|-----|---------|---------|-----------------------------------|
| 法定外 | 犬 稅     | 一臺當り    | 三五圓                               |
|     | 扇 風 機 稅 | 一臺當り    | （二〇〇圓）                            |
| 法定  | 使用人稅    | 一人當り    | （二〇〇圓）                            |
|     | 廣告稅     | 一件に付    | （一五圓）                             |
| 獨立  | 金庫稅     | 一個當り    | （二〇〇圓）                            |
|     | 荷車稅     | 一臺當り    | （二〇〇圓）                            |
| 稅   | 自轉車稅    | 一臺當り    | （二〇〇圓）                            |
|     | 村民稅     | 一人當り    | （三五圓）                             |
|     |         |         | （牛馬車）<br>（リヤカー）<br>（牽引車）<br>（荷積車） |

註5、國縣支出金中、國庫と縣との區別は村役場帳簿にはあげられているが、縣補助交付金中には國庫よりのものが縣を通して交付されているため、正確に分けることは縣の歲入歳出を調査せずには困難であり、便宜上一本にまとめたのである。國縣支出金が如何なる品目に支出されているかを見ると、昭和十一年において義務教育下渡金四、一六二圓を筆頭に國縣稅徵收交付金、衛生・教育・統計・土木各費目に對する補助金のみで額も少ない。これに對して昭和二三年度においては、いわゆる地方自治の建前より、選舉費に對する補助を始め各種自治委員會補助、供出に伴う各種補助等、實に雜多な項目に分れている。その額も歲入の四分の一を占める。

註6、國縣の租稅徵收額と配布稅を含む國縣支出金との割合を以て、直ちに村財政のおかれて位置と個別經濟に對する影響を考察することは誤りであらう。というのは國家財政の中に農業生産と農民福祉の上に、直接また間接に國家用役を通じて影響する部分が大きいからである。しかしここでは配布稅および國縣支出金を通じて、中央と地方の財政的關係を示すものとしてあげたとどまる。

註7、いま土木費の内譯を昭和十一年と昭和二三年についてみると、昭和十一年に比し、昭和二三年においていかに農業土木が貧弱であるかを知る。しかもこれらの直接負擔者は部落であり、従つて夫役現品によつて賄われるところが大きい。

昭和十一年

昭和二十三年

經常費

道路費 三九、〇八<sup>円</sup>

道路橋梁費 八、八〇〇<sup>円</sup>

橋梁費 一〇〇、〇〇

用悪水路費 一〇〇、〇〇

用悪水路費 二七、〇〇

計 九、〇〇〇〇

備人料 三、〇〇

臨時費

道路改良土 一、九四、完

木事業費 七、四、九

小學校道新設費 三、三〇、六

計 三、三〇、六

### 三、農村における國政事務と國有事務

前節において農村財政の貧困なること、從つてその自主性の缺如の原因が劃一的國政事務の大なること、及び戰時中の統制の強化によるものとして屢々ふれてきた。然し前章末尾にもふれたごとく、國家と地方自治體が一つの有機的關係にある以上、何を國政事務費（以下國政費という）とし何を國有事務費（以下固有費という）とするかといふことはきわめて困難である。戰前戰時の如く、強い中央集權的行政組織の下にあつては、國政費固有費の區分は比較的可能であらうが、戰後地方自治という立場から國家より規定せられた諸委員會に要する經費のごときは全くその區分の判斷に迷うのである。しかし國政事務の内容及びその費用分擔に

よつて、地方財政に對する獨立財源主義か交付金主義かの議論の焦點もおのずから異つてくるのであつて、一應の分析は必要であらう。沙見三郎博士は國政費をさらに廣義と狹義とに分つて一應區分しておられるが、ここでは大きく國政費・固有費に二分して考察する。

ここにおいては調査村について戰前（昭和十一年）と戰後（昭和二十三年）の二期をとつて、國政費と固有費を、第一に負擔割合による場合、第二に事務内容による場合の二つに區分して比較考察することにした。即ち第一の場合は、實際に交付された補助交付金の額の歳出總額に對する割合を以て國政費とし、然らざるものを固有費としたのであつて、これに關しては問題は存しない。第二は歳出中の各科目の事務の内容によつて分けたものであつて、事務の性質上當然國政事務たるべきものに要する經費の歳出總額に對する割合を以て國政費とした。從つてその區分上においては主觀的であり、恣意的な面の多いことは勿論であるが、調査村決算帳簿の明細書に基いて細部の項目を検討し嚴密を期した。以上二者何れの場合にも問題となるのはその比率の分母となるべきいわゆる地方費であるが、農村財政は都市財政とは異り、電気・ガス・水道・自動車事業等企業財政は全く存しないのであり、しかも村債は昭和一二年度にあるのみであつて、昭和二十三年度における利子償還額も僅少であるから、地方費をそのまま分母として比率を算出して差支へないと思ふ。

#### (一) 昭和十一年における國政費の割合

農村財政の性格

昭和十一年といえは滿洲事變以來の準戰時段階であり、日華戰爭、さらにもつと大きい戰爭への準備段階として、もともと中央集權的行政組織の強いわが國において漸時統制の強化されつつあつた時期である。また財政面からみれば昭和一〇年は地方財政調整交付金制度に對する新たな檢討が問題となり、國會においても議論せられたところであつて、地方財政窮乏の事情が訴えられた頃である。このような時期において農村財政の上に國政費はいかなる地位をもつていたのであらうか。

負擔割合によつて區分して見ると、第19表の如く、歳出中二四・二%が國庫及び縣よりの補助交付金によつて賄われている。

次いで國政費を事務の内容によつて區分すると第20表のごとくで、この場合には區分方法に多くの問題を含むのであつて、主な課目についてはその問題點を次に略記し、その他は備考欄に註記した。

(イ) 教育費。

教育費は大體國庫の當然負擔すべきものとみなされるが、教育兒童賞與、祝賀會、運動會等は、たとえ教育に附帶せる事項とはいへ固有事務とみるべきで、義務教育という名目の下に全てを國庫負擔に歸すべきではないと思う。これは青年學校についても同様である。

(ロ) 役場費。

役場費の區分は困難であるが、方面委員・害蟲驅除・諸負擔金は國政費として、消耗品・通信費は半額、印刷費は徵稅令書・徵兵關係帳簿等の費用のみを國政費とした。最も困難なのは人件費であるが、書記に對する費用はその事

務の割合を、役場費を除く村費における國政固有兩事務の割合とみなし、この比率で按分算出した。なお人件費中村長、助役等名譽職並びに給仕に對する費用は固有費とした。

こうして算出したのが第20表であるが、さきに負擔割合によつて見た場合とは國政費と固有費の地位は全く逆轉し、國政費は七二・四%に上る。國政事務の多きに驚くとともに、七二・四%の國政事務に對して現實に交付された金額は二四・二%であり、その差三八・二%、金額にして八、七一八圓が國政事務のために村財政にくい込んでゐるといえる。これは一戸當り一五圓の負擔となり、當時の農家經濟にとつては決して少くない金額である。こうした村財政に對する國政事務の壓迫は戰時中を通じ戰後において如何に變化しているか、次に昭和二三年度について検討する。

(二) 昭和三年における國政費の割合

昭和三年においては、統制による國民經濟自體の複雑さと、戰後地方自治の要請に基く諸施策によつて村財政も複雑である。従つてその中における國政費と固有費の區分もまた複雑である。負擔割合によつて區分すると第21表のごとくである。すなわち上級團體（國縣）の補助交付金は歳出中五〇・六%で固有費を上廻る。この場合教育費中には村財政を通さず直接に交付される職員俸給が含まれ、村財政面にはあらわれないが、當然計上すべきものであらう。また選舉費のときは、實際經費以上の補助交付金が交付されており、この餘剰分は返却すべきものである。従つて五割の國縣負擔となつており、昭和十一年に比してこの限りで

第 19 表 昭和11年調査村費の負擔割合による區分 (單位圓)

| 費 目       | 國政事務費 (%)        | 固有事務費 (%)     | 計      |
|-----------|------------------|---------------|--------|
| 教 育 費     | (1) 4,340( 31.6) | 9,397( 68.4)  | 13,737 |
| 土 木 費     | (2) 577( 19.1)   | 2,553( 80.9)  | 3,130  |
| 衛 生 費     | (3) 24( 7.3)     | 303( 92.7)    | 327    |
| 社 會 事 業 費 | - -              | 22(100.0)     | 22     |
| 役 場 費     | (4) 547( 11.8)   | 4,106( 88.2)  | 4,653  |
| 會 議 費     | - -              | 88(100.0)     | 88     |
| 警 防 費     | - -              | 433(100.0)    | 433    |
| 神 社 費     | - -              | 225(100.0)    | 225    |
| 統 計 調 査 費 | 36( 45.0)        | 44( 55.0)     | 80     |
| 財 産 費     | - -              | 43(100.0)     | 43     |
| そ の 他     | - -              | 83(100.0)     | 83     |
| 合 計       | 5,524( 24.2)     | 17,297( 75.8) | 22,821 |

備 考 (1) 義務教育下渡金 (4,162 圓)、青年學校費補助 (178 圓)。(2) 道路改良工事補助。(3) トラホーム豫防費。(4) 國稅徵收交付金 (223圓)、縣稅徵收交付金 (296圓)。縣收入證紙實捌交付金 (28圓)。

第 20 表 昭和11年調査村費の事務内容による區分 (單位圓)

| 費 目       | 國政事務費 (%)        | 固有事務費 (%)    | 計      |
|-----------|------------------|--------------|--------|
| 教 育 費     | 12,238( 89.1)    | 1,499( 10.9) | 13,737 |
| 土 木 費     | (1) 1,924( 61.4) | 1,206( 38.6) | 3,130  |
| 衛 生 費     | (2) 327(100.0)   | - -          | 327    |
| 社 會 事 業 費 | (3) 22(100.0)    | - -          | 22     |
| 役 場 費     | 1,722( 37.0)     | 88( 63.0)    | 4,653  |
| 會 議 費     | - -              | 88(100.0)    | 88     |
| 警 防 費     | (4) 154( 35.6)   | 279( 64.4)   | 433    |
| 神 社 費     | - -              | 225(100.0)   | 225    |
| 統 計 調 査 費 | 80(100.0)        | - -          | 80     |
| 財 産 費     | - -              | 43(100.0)    | 43     |
| そ の 他     | (5) 66( 79.5)    | 17( 20.5)    | 83     |
| 合 計       | 16,533( 72.4)    | 6,288( 27.6) | 22,821 |

備 考 (1) 救農事業としての土木事業のみを國政費とみる。(2) 全額が傳染病豫防、トラホーム豫防、十二脂腸豫防費。(3) 行路病人看護費であつて國政費の性質をもつ。(4) 職員給料・備品・檢閲・講習費を國政費として計上。(5) 出征兵士旅費繰替金 (69圓)。

第 21 表 昭和23年調査村費の負擔割合による区分 (單位圓)

| 費 目     | 國政事務費 (%)            | 固有事務費 (%)        | 計         |
|---------|----------------------|------------------|-----------|
| 教 育 費   | (1) 1,730,056( 29.7) | 732,477( 70.3)   | 2,462,533 |
| 土 木 費   | -                    | 9,080(100.0)     | 9,080     |
| 衛生 費    | (2) 16,771( 21.8)    | 60,257( 78.2)    | 77,028    |
| 産業 費    | (3) 362,340( 88.8)   | 45,683( 11.2)    | 408,023   |
| 社 會 費   | (4) 527,048( 94.4)   | 31,309( 5.6)     | 558,357   |
| 役 場 費   | (5) 14,880( 1.3)     | 1,140,852( 98.7) | 1,155,732 |
| 會 議 費   | -                    | 26,830(100.0)    | 26,830    |
| 警 防 費   | -                    | 633,490(100.0)   | 633,490   |
| 選 舉 費   | (6) 36,463(100.0)    | (7) ⇐ 18,403 -   | 18,060    |
| 統 計 費   | (8) 49,423( 98.2)    | 883( 1.8)        | 50,306    |
| 村 債 費   | -                    | 3,378(100.0)     | 3,378     |
| 財 産 費   | -                    | 30(100.0)        | 30        |
| そ の 他 費 | -                    | 6,773(100.0)     | 6,773     |
| 合 計     | 2,736,981( 50.6)     | 2,672,639( 49.4) | 5,409,620 |

農村財政の性格

備考 (1) 小學校職員俸給、中學校職員俸給補助、公民館補助。(2) 傳染病豫防費補助、鼠族昆蟲驅除費補助。(3) 農地委員會費補助、食調委員會費補助、食糧増産供出官廳費。(4) 民生委員補助、兒童福祉費、厚生費補助概算拂。(5) 縣稅徵收交付金、檢察審査會。(6) 選舉交付金、衆議院選舉費、政黨資金規正、教育委員選舉費、農調委員選舉費。(7) ⇐とあるのは實際支出額より超過して交付金がなされたことを示す。(8) 農林統計、工業並に住宅調査、常住人口調査、統計專任書記給料。

第 22 表 昭和23年調査村費の事務内容による区分 (單位圓)

| 費 目     | 國政事務費 (%)            | 固有事務費 (%)        | 計         |
|---------|----------------------|------------------|-----------|
| 教 育 費   | (1) 2,221,271( 90.2) | 241,262( 9.8)    | 2,462,533 |
| 土 木 費   | -                    | (2) 9,080(100.0) | 9,080     |
| 衛生 費    | (3) 62,028( 80.5)    | 15,000( 19.5)    | 77,028    |
| 産業 費    | 626,753( 80.1)       | 81,270( 19.9)    | 408,023   |
| 社 會 費   | 552,357( 98.9)       | (4) 6,000( 1.1)  | 558,357   |
| 役 場 費   | 509,764( 44.1)       | 645,968( 55.9)   | 1,155,732 |
| 會 議 費   | -                    | 26,830(100.0)    | 26,830    |
| 警 防 費   | (5) 479,532( 75.7)   | 153,958( 24.3)   | 633,490   |
| 選 舉 費   | 18,060(100.0)        | -                | 18,060    |
| 統 計 費   | (6) 50,306(100.0)    | -                | 50,306    |
| 村 債 費   | -                    | 3,378(100.0)     | 3,378     |
| 財 産 費   | -                    | 30(100.0)        | 30        |
| そ の 他 費 | -                    | 6,773(100.0)     | 6,773     |
| 合 計     | 4,220,075( 78.0)     | 1,189,549( 22.0) | 5,409,620 |

備考 (1) 教員俸給のみならず學校教育に必要な設備費をも含む。固有費には定時制組合立高等学校費並に社會事業費その他を計上。(2) 土木費は村道・用悪水路費のみである。(3) 傳染病豫防・鼠族昆蟲驅除費全額を國政費とし、固有費は火葬場修理費のみ。(4) 同胞援護會費のみ固有費として、殘餘を全て國政費とする。(5) 警防費は所定の設備並にそれに要する人件費は全て國政費とする。なおこの中に治水堤防工事費として縣への納付金339,900圓を含む。(6) 統計費は全額國政費に計上。

一七二

は村負擔部分は輕減されているといえよう。しかし交付金の増額が國政事務の膨張にその因を有するならば、唯單に増額されたいうにとどまり、村財政負擔の輕減ということにはならない。従つて次に事務内容によつて、國政固有の事務の内容をみる。

事務内容によつて區分すると第22表のごとくである。區分の方法に關しては昭和十一年の場合と同様であるが、二、三の點を附記しておく。

(イ) 教育費について、社會教育費（公民館その他）は全額固有費とした。

(ロ) 産業經濟費については、農地委員會および農調委員會はその事務内容の殆んどが農地改革と供出關係であるから、直接費は全額國政費とし、その他農民祭・記念碑・諸會合費等間接費は固有費とした。

(ハ) 警防費については消防施設・國警派出所に要する經費は國政費とし、さらに昭和二十二年水害對策としての治水堤防工事負擔金（縣へ納付）をこれに加えた。

かようにして區分した國政費は七八%に上り、昭和十一年に比し五・六%増大している。これを負擔割合による區分と對比して見ると、二七・四%、即ち一五〇萬圓、一戸當り二萬圓に上る金額を村財政が國政事務のために負擔しており、昭和十一年より一〇%村負擔部分は輕減されていることになるが、村財政の重荷になつてゐることは否定できない。

# 農村財政の性格

以上極めて恣意的要素を含めて國政費と固有費を區分したのであるが、國政事務の多いことは統制經濟の必然の結果といえる。しかし問題はこの國政事務に對して國家がいかなる程度補助を與えるか、それとも農村に有力なる財源を與えるかにある。農村に獨立財源を與えたとしても、統制經濟を前提するかぎり増大せる國政事務を賄うには足るまい。これに加えて、經濟生活の複雑化は農村に有利な財源を止めさせ得ないという實情を思えば、獨立財源主義はかえつて都鄙間の不均衡をますます甚だしくするものであらう。農村にとつては交付金制度の擴充を望むほかはあるまい。「國中に國を建つるが如き思想に立脚して、地方財政獨立論を唱ふるは極めて不自然であつて、地方財政の獨立性はその意味が日と共に變つてゆかねばならぬことをいまなお考えらるべきである。

第23表 補助金内譯（單位圓・%）

| 年次   | 農                 | 業                 | 農 業 外 | 計         |
|------|-------------------|-------------------|-------|-----------|
| 昭和11 | 577<br>(10.4)     | 4,947<br>(89.6)   |       | 5,524     |
| 17   | 70<br>(0.9)       | 7,762<br>(99.1)   |       | 7,832     |
| 21   | 19,627<br>(17.8)  | 91,091<br>(82.2)  |       | 110,718   |
| 22   | 110,239<br>(24.7) | 336,213<br>(75.3) |       | 446,452   |
| 23   | 376,442<br>(35.5) | 684,940<br>(64.5) |       | 1,061,382 |

備考 昭和二十一年度以降の補助金は國庫より直接に學校へ交付される職員俸給は含まぬ。

ここにさらに附記して、

上に見た補助交付金が、農村において、農業と農業外にいか配分されているかを見ると第23表のごとく、農業外に壓倒的に多いことは注目値する。

註1、汐見三郎博士の「市町村における國政事務費」(京大「經濟論叢」第四三卷第一號昭和十一年七月一日發行)における區分は次の如し。

(科目) (廣義の國政事務費) (狹義の國政事務費)

教育費 小學校費・幼稚園費・實業學校費・中等學校費・青年訓練所費・圖書館費 尋常小學校・青年訓練所費

土木費 道路橋梁費・用惡水路費・港灣費 國道費

衛生費 傳染病豫防費・汚物掃除費・下水道費 傳染病豫防費

勸業費 商品陳列所費・産業獎勵費 同 上

社會事業費 救護費・職業紹介所費 同 上

警備費 水火消防費 同 上

註2、汐見三郎博士の前掲所論においては、國政事務費の比率算定の場合には、收入財政・支出財政・企業財政の區別を考慮して地方費を算定すべきであるとせられる。國政事務費の比率問題は、直接には企業財政との關係は稀薄である。企業財政を含めた場合には都市と農村では國政事務の比率には著しい差異が生ずるのであつて、博士は企業財政控除して「修正せられたる比率」として算出しておられる。

註3、汐見博士前掲所論。

#### 四、村における寄附金

二、及び三、において農村財政の内容及び性格を歳入歳出兩面を通じて検討し、更に國政事務の膨張による村財政の自主性の喪失、ひいてはその窮乏化の過程をみた。

國民經濟の發達と複雑化に伴つて經濟力の都鄙間の跛行性が著しくなり、有力な財源の國稅徵收と相俟つて農村固有の財源の缺乏はけだし當然と言ふべきで、ここに農村財政窮乏の一因を求めたことは先述した通りである。しかも農村に残された零細な財源が物價變動に對して極めて弾力性に乏しいこともまた前にのべた。ここに村財政支出面における膨張が、いきおい寄附金という半強制的な手段をとらしめている原因がある。寄附金が都市におけるより町村において、歳入中のより大きい部分を占めていることは前にのべた。寄附金とはもとより村民の自發的意思に基くものであるが、農村においてはその社會關係上の連帶性、あるいは共屬意識の強さからいつて半強制的色彩が濃い。このことは村歳入中にあげられているいわゆる「税に代る寄附金」はもとより、歳入面にあらわれざる寄附金についても同様である。

1 村歳入にあげられたる寄附金 村歳入にあげられる寄附金は税に代るものとして、村歳入のうちで看過できない地位をもつており、その比率は年々増加し、二三年は村歳入總額の一〇％にも及んでいる(第24表)。これに對して直接税即ち國縣村稅合算額に對する割合は二乃至三％で殆んど一定である。これは寄附金が

第 24 表 歳入中寄附金の地位 (単位圓)

| 年 次  | 寄 附 金<br>(A) | 村 歳 入<br>(B) | 直 接 税 額<br>(國縣村税合<br>算額) (C) | A<br>B (%) | A<br>C (%) |
|------|--------------|--------------|------------------------------|------------|------------|
| 昭和11 | 651          | 47,912       | 31,511                       | 1.4        | 2.1        |
| 14   | 87           | 35,437       | 32,962                       | 0.2        | 0.3        |
| 17   | 979          | 37,560       | 33,914                       | 2.6        | 2.9        |
| 19   | 1,400        | 50,933       | 71,529                       | 2.7        | 2.0        |
| 21   | 10,000       | 265,810      | 454,738                      | 3.8        | 2.2        |
| 22   | 132,193      | 1,415,524    | 5,242,474                    | 9.3        | 2.5        |
| 23   | 234,900      | 4,450,427    | 12,984,159                   | 5.3        | 1.8        |

備考 昭和22年度中の財産税及び非戦災特別税はこれを含みぬ。

金と指定せざる寄附金に區別せられるが、調査村においてはすべて目的を指定せられたる寄附金であり、終戦後についてこれを見ると、二三年度に災害復舊堤防工事のための寄附金を除いては、すべて教育費と指定せられたる寄附金のみである。村歳出中大きい割合を占める教育費の中にはこうした寄附金による補充が行わ

直接税の増加率と殆んど同じ比率で増加していることを示すのであるが、歳入中の比率が逐年増加しているのは村歳入の弾力性の乏しきことを示すと同時に、寄附金をもつて村歳入の不足をカバーしてきた事情をも物語るものである。さらにこの寄附金は目的を指定する寄附

第25表 歳 入 外 寄 附 金

|      | 金 額     | 備 考              |
|------|---------|------------------|
| 教育費  | 322,950 | 円 P T A 會費及その他寄附 |
| 寺院   | 248,390 | 寺院數 7、檀信徒寄附      |
| 部落費  | 238,683 | 大字費徴収金           |
| 神社   | 85,890  | 郷村社 3、無格社 5、氏子寄附 |
| 警防   | 55,420  | 治安協會、消防本部への寄附    |
| 社會事業 | 28,040  | 共同基金・司法保護        |
| 青年團  | 10,060  | 青年團費             |
| 土木   | 10,000  | 水害用造船費           |

2 村歳入外の寄附金 さらに寄附金は上に記しただけに止まらず、村歳入にあらわれざる寄附が極めて多いのであつて、昭和二三年についてみると第25表のごとくである。

これでも教育關係の P T A を筆頭に寺院・部落費・神社等々、その額は約百萬圓に上る。この寄附のあらわれは、經濟社會の進歩發展によつても容易に脱することのできぬ根強い

れているのであり、教育費に對する國縣補助の不足の事情はここにもあらわれている。これに加えて、かかる農家の負擔を土臺とした義務教育によつて教育された人口の大部分が都市に集中し、農村に裨益するところの少ない事情に關する限り、教育費は農村にとつて直接には全く消費的支出といいうるであらう。寄附金自體が問題である上に、その内容が上述の如きであれば、農家經濟にとつて大きい負擔であるといわざるをえない。

農村の因習を如實に物語るものであつて、この面から推せば形式は自由意志によつても、農家にとつては半強制的な色彩となつて映ずるであらうことは想像に難くない。しかも歳入にあげられる寄附金の徴収とは異り、戸數割・人頭割によることが多く、所得の低き階層に至るほど過重となることもまた否定できない。さらに寄附金の内容において、教育及び自治會費の多額なることは驚かないとしても、寺院・神社への寄附金の多額なることには驚く。農村における寺院・神社の地位は大きく、いまだに特權階級としての存在であり、封建的な農村の一面をあらわすものといえよう。こうした傾向はあるいは全國的なものであらうかと想像されるが、それはともかくかかる農村の封建性はむしろ農民自身によつて造り出されているものではなからうか。また約百萬圓に上る寄附金の中に農業の生産にあてられる部分の少ないことは村歳入上の寄附金の場合と同様である。即ち後述する部落費關係（部落財政）を除いては土木費として僅かに一萬圓、しかもこの一萬圓が水害對策用としての造船費である。侵水した時の對策をのみ考えて、侵水を防ぐ對策に考慮が拂われていないのは、あながちそこまで及びえない村財政の窮迫の事情によるものとのみは斷ぜられないであらう。

以上村における寄附金の内容を見たのであるが、先にも述べた如く、寄附金は都市に輕く町村に重いのであつて、その底に横わる諸要因が、あらゆる面において農村財政を壓迫しその自主性を

阻害している。さらにこのことは直ちに農家經濟に對する負擔の過重ともなつていたのであつて、仲間はずれになることを恐れて、不平ながらも少なからざる寄附金に應じている農家も極めて多いであらう。こうした農村における經濟生活のみを以て、かつては農村人口の都市集中ともなり、經濟文化等あらゆる方面に農村の停滯性を生み、農村をして容易に浮び上がれぬ因習の淵に沈ましめたものとするのは、あまりに片よつた飛躍の考え方であるかも知れないが、少なくともその一面を形造つたことは否定できないであらう。

## 五、部落の財政

部落という存在は人口密度の小さい農村にあつて、地理的にもまたその發展の歴史的過程からいつても封鎖的な小集團を形造り、都市における下部機構と異つた意味をもつてゐる。従つて其屬意識も強く、農村にあつて一つの自治組織として看過することのできぬ存在である。

本來部落の財政は部落協議費として、その性質上或いは農家經濟における負擔關係からいつて重要な問題を含んできた。部落協議費というのは純粹な意味において、「各戸の申合せによりその部落中における公益上の協議により、又は協議に基いて施行する事業の費用であつて、市町村の手の及ばざるものか、又は市町村として取扱ひ難い」ものを對象としたものである。従つてもともと村財政とは別な範疇に屬すべきものであるが、その内容は殆ん

ど村財政の「手の及ばざる」面に對する補助的意味をもつてゐるのであつて、それ自體ユニタな存在とはなつてゐない。これは部落の財政が部落協議費と呼ばれてゐた時も、自治會費と呼ばれてゐる現在も、その性格内容は些かも變るものではない。部落の財政が村財政とは異つた獨自の内容を持ちえず、それが結果として村財政の及び得ない部面の補足的意味を果してゐるとしても、その存在は無視できない。今日地方制度の下において、行政組織上法制上は自治生活の最小單位は町村であるが、農村においては實質的に部落が自治の推進母體ともいふべき地位をもつてゐる。

そうした場において、村財政に對する部落財政の、内部からの援助はむしろ望ましいともいふべきであらう。問題は部落財政のそのした運用の場にあるのではなくて、運用の内容にある。即ち部落財政の収入面における部落費その他の賦課徴收方法、さらには支出面における内容である。ここに注意すべきは、かつての部落協議費はその負擔關係において受益の要素が濃厚であつたのであるが、近來經濟生活の複雑化に伴つて、必ずしも受益者負擔によるとはいえない。たとえば農村において、農業と非農業とに分けてみても、その間の關係が地域的な範圍の狭小となるに従つて密接になり、かつ密接になればなるだけ受益の限界が擴大され曖昧になつてくるのは當然である。その上に社會關係における共屬意識の強さと連帶的觀念は、益々部落費の受益者負擔の要素を稀薄ならしめてゐるのである。

調査村について、大字並びに小字の財政の内容を検討する。

# 農村財政の性格

1 大字における部落財政 調査に際して農村における標準的一部落についてみたと思つたのであるが、資料の關係上部落總戸數二五八戸中農家戸數一七一戸という、比較的非農家の多い部落を選んだ。しかし先述したごとく、農村における農家非農家は相互に生産流通關係を通じて密接であり、その社會關係の上からいつても、非農家の多いことが農村における部落財政の性格を歪めるものではないと思う。

昭和二三年度における收支決算をみると(第26表)、収入面にお

第26表 部落財政における収入内課

| 科 目  | 金 額    | 備 考              |
|------|--------|------------------|
| 部落費  | 53,293 | 内他字よりの徴收金 11,502 |
| 寄附金  | 1,808  | 村の水害用舟購入のため      |
| 補助金  | 350    | 字内農道修理のため        |
| 村助金  | 464    | 隣村の境界路の橋受うた      |
| 隣村の度 | 25,000 | 隣村の度始め會費のよ       |
| 借入金  | 41     | 隣村の度始め會費のよ       |
| 繰越金  |        |                  |
| 計    | 80,956 |                  |

いては部落費・借入金・寄附金を以て主な財源としてゐる。部落費といふのは、先の歳入外寄附金の項にあつた自治會費であつて、小字毎に徴收されるものである。賦課方法は資産(田畑所有面積)及び戸數割によつてゐる。従つて

第 27 表 部落財政における支出内訳

| 科 目         | 金 額    | 備 考           |
|-------------|--------|---------------|
| 會 議 費       | 1,400  | 諸協議會費         |
| 土 木 費       | 45,050 | 土木費内課参照       |
| 衛 生 費       | 3,500  | 春秋二回清潔法施行のため  |
| 村 へ 寄 附 費   | 1,600  | 村の水害用舟購入のため   |
| 補 助 費       | 2,500  | 消防團並に青年團への補助  |
| 雜 費         | 1,055  | 戦死者見舞金・事務用消耗品 |
| 借 入 返 済 金   | 25,300 | 内 300 圓は利子    |
| 型 年 へ の 繰 越 | 409    |               |
| 計           | 80,950 |               |

この中には他字に住居を有する農民でも、當該字に耕地を有している場合は同様に徴收されるのであつて、この部分は部落費中二〇％強を占める。部落費の賦課基準はその使途如何にかかわらず、田は反當り一七圓、畑は反當り六圓、戸數割は一戸當り四〇圓であつて、戸數割の占める率は大きく、受益者負擔の色彩は薄い。寄附金は村の水害用舟の購入のためのものであるが、そのまま

村へ寄附されたものである。寄附金の徴收は強制的といつてよく、賦課基準は耕作制を主とし資産割を加味したものであるが、その割合は詳かにしえない。しかしその性質上使途如何によつて賦課方法も異なるべきものであつて、受益者負擔によるはずであるが、

實際にはそうでないことが多い。

収入面において字内農道維持修理のために村より補助金が支出されているが、部落財政がその性格上村財政の及ばざる面に對する補足的意味を有つとする限り些か奇異にも感ぜられる。これは形式的にはやはり獨自の存在という立前に立つてゐるものでもあらうか。

次に支出面を見ると(第27表)、土木費が最も多く、衛生費がこれにつぎ、村財政の補足的性格を明らかに看取しうる。土木費は農地内の流失橋梁架設と農道修理であるが、注意すべきはその内容である。

## 土木費内訳

|           |      |              |
|-----------|------|--------------|
| 農地内流失橋梁架設 | 資材費  | 二四、〇五〇圓      |
| 農道維持砂利搬出費 | 人夫賃  | 一八、〇〇〇圓      |
| 計         |      | 三、〇〇〇圓(青年團へ) |
|           |      | 四五、〇五〇圓      |
| 大字平均人夫賃   | 一人一日 | 五〇圓          |
|           | 牛車一臺 | 三〇圓          |

即ち土木費のうちには夫役現品によるものが極めて多いのであつて、平均人夫賃一日五〇圓、牛車一臺三〇圓となつてゐるが、いま『農村貸銀月報』(農林省統計調査部)昭和三年二月の資料によると、調査村の所在する縣平均は雑役一人一日二二五圓、

牛馬車一臺（一〇料當）七〇〇圓となつており、前記のものと比較すると殆んどが部落民の奉仕によつてゐるといへよう。

2 さらに當該大字よりその大字内の小字に入つてみると（第28表）（ここにおいては全く上部機構の収入の調達機關たるの觀が

第28表 小部落（小字）の財政

| 科 目       | 金 額    | 備 考            |
|-----------|--------|----------------|
| 部 落 費     | 10,707 | 大字へ納付          |
| 宴 會 費     | 5,600  | 年四回の懇親會        |
| 寄 附 金     | 65,640 |                |
| 寺 院 利     | 28,800 |                |
| 内 水 利     | 21,300 | 堰改修・受益面積 213 反 |
| 司 法 保 護   | 6,750  | 演藝・講演會         |
| 治安協會      | 3,840  |                |
| 譯 共 同 募 金 | 3,840  |                |
| そ の 他     | 1,110  | 警察費・水害用舟       |
| 合 計       | 81,947 |                |
| 賦 役       | 457人役  |                |

あり、部落費はそのまま大字へ、諸寄附金は素通りで村へ吸収される。部落費の賦課基準は前項で述べた通りであり、寄附金もまた同様強制的である。即ち耕作割を主とし、これに資産割を加味しているが、戸數割に關しては「話合」で決定されるのである。

農村財政の性格

こうした「話合」による決定は一面いわゆる民主的であるとともに、農村における社會的勢力關係が強く働き、かえつて反民主的となる恐れを含むものであらう。このほか小字においては年に四回色々な意味で宴會が催され、その都度一戸當り三〇圓乃至五〇圓が徴收されている。夫役については小字においてヨリ明瞭になり、土木工事は全くの夫役現品で賄われ、二三年度四五七人役が堰・農道・橋梁修理のために無報酬勞力奉仕として存在する。

以上大字、小字のそれぞれについて、部落の財政を検討したのであるが、大字において部落費・寄附金は一戸當り約一七〇圓の負擔となり、さらに大字内の小字において、村並びに大字へ吸収される部落費や寄附金を除く負擔は一戸當り約一一四圓となり、従つて現金負擔のみで當該大字内の農家は二八四圓の負擔となる。その上に夫役現品を計上すると農家經濟の負擔はさらに大なるものとなる。しかもその負擔に際しては、村の場合より強制的色彩が濃厚となり、零細農家あるいは非農家に對し負擔は相對的に重くなる傾向がみられる。しかしその内容は村財政に比して生産的要素が強く織り込まれてゐるのであつて、その點では部落財政は村財政に對する補足的役割を果してゐるといつてよい。この意味では自治體としての部落の存在は輕視できぬのであり、村の自治も部落をその母體として推進される傾向が強い。

註1、沙見三郎「部落協議費に關する研究」（『經濟論叢』第四十一卷第一號）

## 六、農業協同組合の性格

以上において村財政の性格を歳入歳出兩面を通じて、構造的な面と歴史的變遷の過程をみてきたのであるが、そこに現われたことは、村財政が農業の生産機構の中に占める地位は殆んどないということであり、従つて農村自治は物的裏付けとしての財政の面よりはむしろ全く別な面、例えば社會意識あるいは政治意識という面においてヨリ多くの推進される傾向にあるということであつた。日本における農村の性格は歴史的にみて、或いは封建領主の下に、或いは地主の下に、或いは中央集權的行政組織の下に、全く農民の自主性を度外視した一つの單位として發達してきており、戦時中はさらに戦争遂行という美名の下にこの傾向は強化された。こうした事情の中にあつて種々の自治を目的とした施策が農村に與えられたとしても、所詮は經濟的・經濟外的力關係に支配せられて、かえつて農村自治を崩していつたことも否めないところであらう。かつての産業組合、農業會は好事例である。この農業會が終戦後解體して、農民の自主性を基礎とした協同組合が農地改革の上に設立された。こうした農業協同組合は農村における一つの自治組織として、農業の再生産機構の上に、國家財政の果しえない、また農村財政の手の及ばぬ部分を農民自體の團結によつて擔當することが望ましい。國家財政の健全という要請は必然的に村財政への補助金の減額を要求し、金融面においては農業に對する長期低利資金は殆んど望まれない。こうした情勢の下にお

いて、協同組合は眞に自主的な團體として農業の生産機構の中に立つてみずからの力で困難を乗り切らなければならない。

協同組合が村財政への側面よりの協力としていかにその役割をなしているかについて、調査村における農業協同組合の性格をみよう。もとよりその決算帳簿に現われた數字のみによつて判斷することは危険ではあるが、一應のメルクマールにはならう。

昭和十一年、一七年(以上産業組合)、二三年(協同組合)の三ヶ年をとつてその収入を見ると(第29表)、信用収入は貸付金による収入であるが、一七年、二三年とノミナルな額としては増加しているが實質的には減少しているのであつて、戦後はとくに著しい。これはインフレの進行につれて農家經濟が組合の貸付を必要とせぬに至つたことが大きな原因であらう。こうして戦前最大の収入をなしていた信用収入の減少は、組合の運営に支障を來し、インフレによる影響もあつて、漸時その性格は販賣購買収入を重點とするに至つてゐる。その取扱品目如何によつて組合の性格目體も變つてくるのであるが、大體全國的傾向として、農業生産資材よりも家庭用消費財の取扱が多いのであつて、この面からは組合活動も農業の生産機構には疎遠な存在であるといつてもよからう。しかも二三年度収入中最も大きい雑収入は、保管料・自動車運賃・食糧公園及び肥料公園の手數料である。

次に支出の面をみると、農業經營・技術の改良・農地水利改良等の生産面の支出は皆無であるのみならず、生活改善・文化施設もまた皆無であつて、全く農業生産並びに農民の福祉とは遊離し

第 29 表 調査村における農業協同組合収入内訳（単位圓）

農村財政の性格

| 科 目  | 昭和11年(産組) |       | 昭和17年(産組) |        | 昭和23年(協組) |          |
|------|-----------|-------|-----------|--------|-----------|----------|
|      | 金 額       | 1人當   | 金 額       | 1人當    | 金 額       | 1人當      |
| 信用収入 | 8,912     | 20.49 | 18,968    | 33.10  | 30,920    | 50.28    |
| 販賣収入 | 86        | 0.20  | 40,834    | 71.26  | 242,378   | 394.11   |
| 購買収入 | 1,662     | 3.82  | 14,503    | 25.31  | 134,874   | 219.31   |
| 利用収入 | 450       | 1.03  | 874       | 1.53   | 42,112    | 68.47    |
| 共済収入 | -         | -     | -         | -      | 68,865    | 111.97   |
| その他  | 261       | 0.60  | 178       | 0.31   | 609,024   | 990.27   |
| 合 計  | 11,372    | 26.14 | 75,357    | 131.51 | 1,128,173 | 1,834.41 |

備考 1. 雑収入は保管料・自動車・運賃収入、23年度には食糧公團及び肥料公團手数料を含む。

2. 賦課金の徴収なし、設立當初の出資金のみ。

3. なお組合員数は昭和11年に 435人、17年に 573人、23年は 615人となっている。

た存在であるといえる。

しかも、總支出中人件費の占める割合は、漸増大し、昭和一年、一七年には一割に満たなかったものが三三年は三割にも及んでいる。

なおここに注記したいのは、協同組合の収入の中には貸付金、に對する利息収入の他に、組合が供出代金を取扱うに至つてからは、それを系統の金融機關、或いは市中銀行へ預け入れることによつて生ずる相當の利子収入がある筈であり、さらに支出面には農家への利子支拂があつて、その間にマージンがあるわけであるが、資料不備のために詳にしなかつた。

かくの如き農村における組合の農業生産からの遊離は、同時に組合設立の目的からも遠さかるものであらう。農村財政が農業の生産機構において極めて小さい地位しか占めていないと同時に協同組合もまた農業から遊離した存在であるとすれば、農村における自主性はどこにみいだされるか。調査村において二四年度より新たに徴収される一組合員當り五〇圓の賦課金が、農業生産の上に大きな地位を占め、村財政に對する側面よりの援助の役割を果たすことが望まれる。

## 結 語

以上一農村を對象とする財政の性格を實體調査によつて検討したのであるが、ここにみた農村財政の性格は、そのよつて立つ農業生産上の諸條件が異り、かつ農家經濟の相對的貧富の差はあつ

ても、大體わが國における一般的な傾向として把握できるように思う。

一樣に地方公共團體と稱しても、そこには制度上極めて多様なものを含み、さらにひとしく府縣といい、市町村といつても規模はそれぞれ異なる。従つて行政組織からいつても規模からいつても多様な團體の經濟の上に立つ財政もそれぞれ異つた姿をもつ。しかしそこに共通にみられることは、地方財政の非自主性・非自立性であり、國家財政に對する隷屬的地位を脱却していない。戰後地方自治の確立は切に要望される場所であるが、それがただ地方獨立財源の擴充ということによつてのみ達せられるとは思われない。むしろ地方財政は、獨立稅收にしる、配布稅にしる、また上級團體の補助交付金にしる、その收入を生産の上に、そして住民の福祉の上にいかん有効に支出するかによつて、その自主性は確立されるのでなからうか。そしてその財政運用を通じ、さらに財政に對する住民の關心を高めることによつて、地方自治への道がひらかれるのではなからうか。地方財政、とくに經濟力の貧弱な農村の財政には多くの困難な問題を含んでいる。(研究員)